

山口市防犯灯維持管理交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域団体（以下「自治会等」という。）および自治会等以外の地域団体（以下「自治会等以外」という。）が、防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の維持管理に対し、交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

自治会等 自治会等自治振興交付金等交付要綱第2条に定義する団体

(交付の対象及び交付金の額)

第3条 交付の対象は、自治会等及び自治会等以外が当該年度の4月1日時点において維持管理する防犯灯とする。ただし、当該年度において山口市防犯灯設置等補助金の交付を受けた防犯灯は除くものとする。

2 交付金の額は、予算の範囲内で1灯につき年間1,000円とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする自治会等は事業実施届出書兼自治会等自治振興交付金交付申請書を、自治会等以外は防犯灯維持管理交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、4月1日時点で数量確認を行い、市長に求められたときは、設置場所の略図及び電気料領収書の写しを添付しなければならない。

(交付金の決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付金交付申請書が提出されたときは、防犯灯設置灯数を確認した後、適正と認めたときは交付金額を決定し、自治会等自治振興交付金交付決定通知書若しくは防犯灯維持管理交付金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 自治会等は、当該団体の総会終了後速やかに自治会等自治振興交付金等交付要綱第7条で定める様式等により交付対象事業の実施状況について市長に報告しなければならない。

(交付金の請求)

第7条 交付金の額の確定を受けた自治会等以外は、速やかに市長の指定する請求書を市長に提出するものとする。

(交付金の取消し及び返還)

第8条 市長は、この要綱による交付金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した交付金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 交付金を対象外の目的に使用したとき。
- (3) 第6条に規定する事業実施報告に係る書類を提出しなかったとき。
- (4) その他、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。